

県南広域振興局長告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、胆沢平野土地改良区（奥州市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年9月15日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 就任

監事

鈴木 正 善 奥州市水沢真城字要害27番地 1

2 退任

監事

浅利 東 壽 奥州市水沢真城字北野79番地 3